

ハッ場ダム住民訴訟3周年報告集会

誰のための公共事業？

「政・官・業」癒着の真相とは

2007年12月9日（日）13：30～16：30

全水道会館 大会議室（4階）

プログラム

- | | | | |
|---|------------------------|------------------|-------|
| ① | あいさつ | 高橋利明弁護士団長 | 13：30 |
| ② | 講演「官僚技官 公共事業に依存する官僚たち」 | 西川伸一明治大学政経学部教授 | 13：35 |
| | ～休憩（10分）～ | | 14：20 |
| ③ | ハッ場ダム訴訟の総論 | 広田次男弁護士（弁護士事務局長） | 14：30 |
| ④ | テーマ別報告 | | 14：45 |
| | ● 治水 | 坂本博之弁護士（茨城） | |
| | ● 危険性 | 西島和弁護士（東京） | |
| | ● 環境 | 福田寿男弁護士（群馬） | |
| ⑤ | 各都県・原告からの報告（敬称略） | | 15：15 |
| | ● 群馬 | 伊藤祐司 | |
| | ● 栃木 | 伊藤武晴 | |
| | ● 茨城 | 濱田篤信 | |
| | ● 埼玉 | 大高文子 | |
| | ● 千葉 | 武笠紀子 | |
| | ● 東京 | 苗村洋子 | |
| ⑥ | 国会議員の挨拶 | | 15：50 |
| ⑦ | 質疑応答 | | 16：05 |
| ⑧ | アピール | 田中清子（東京） | 16：35 |
| | 終了 | | 16：40 |

（総合司会 深澤洋子）

資料目次

講演「官僚技官 公共事業に依存する官僚たち」

西川伸一明治大学政経学部教授……………3p

ハッ場ダム訴訟の総論 広田次男弁護士(弁護団事務局長)……………7p

テーマ別報告

● 治水 坂本博之弁護士(茨城)……………9p

● 危険性 西島和弁護士(東京)……………11p

● 環境 福田寿男弁護士(群馬)……………13p

各都県・原告からの報告

(敬称略)

● 群馬 伊藤祐司……………17p

● 栃木 伊藤武晴……………18p

● 茨城 濱田篤信……………20p

● 埼玉 大高文子……………21p

● 千葉 武笠紀子……………22p

● 東京 苗村洋子……………23p

アピール文(案) 田中清子(東京)……………24p

ハッ場ダム計画関連年表……………25p

ハッ場ダム等の裁判の経過……………26p

ハッ場ダム反対運動に関する各地の連絡先……………27p

ハッ場ダムに反対する市民団体のホームページ……………28p

2007.12.9

ハツ場ダム住民訴訟3周年報告集会

「官僚技官 公共事業に依存する官僚たち」

明治大学政治経済学部・西川伸一

griffin@fa2.so-net.ne.jp

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~kokkaron/>

【内容】

はじめに

- 1 「技官」とよばれる官僚たち
- 2 官僚の行動動機
- 3 技官差別
- 4 族技官

【メモ】

- 0 -1 拙著（2002）『官僚技官』五月書房、172-173頁→名誉毀損で100万円の慰謝料→拙著（2005）『日本司法の逆説』五月書房の刊行
- 1 -1 国Ⅰの場合：「行政」「法律」「経済」→事務官、それ以外は「技官」
- 1 -2 2006年度国家Ⅰ種試験採用内定者584名（事務官285：技官299）
- 1 -3 同農水省採用状況 事務官13：技官60（最大は「農学Ⅰ」の16）
- 1 -4 同国土交通省採用状況 事務官30：技官71（最大は「理工Ⅰ」の60）
- 1 -5 公共事業→技官 ⇒ 技官→公共事業
- 2 -1 「役人は、予算を獲得すること、権限を広げること、それに天下りのポストを増やすこと、この三つを考えて仕事をしている」『朝日新聞』1993年8月7日（夕刊）
- 2 -2 全額消費の原則
- 2 -3 漸増主義（incrementalism）←→ゼロベース
- 2 -4 早期勸奨退職慣行
- 2 -5 「川屋」「道屋」

2 -6 「川屋」岩井国臣（いわい・くにのみ）の経歴

1962年3月 京都大学大学院工学研究科土木工学専攻修士課程修了
 同年4月 建設省入省→中部地方建設局→河川局治水課長補佐→関東
 地方建設局京浜工事事務所長→河川局治水課建設専門官
 1982年6月 大臣官房政策企画官
 1983年6月 大臣官房技術調査室長
 1986年4月 九州地方建設局河川部長
 1988年4月 本省河川局河川計画課長
 1989年6月 中国地方建設局長
 1992年6月 建設省河川局長
 1993年6月 建設省退職。河川環境管理財団理事長
 1995年7月 参院議員初当選（自民党比例代表選出）
 1997年10月 参院建設委員会理事
 1998年1月 参院国土・環境委員会理事
 2001年1月 国土交通大臣政務官
 2001年7月 参院議員再選（自民党比例代表選出）
 2007年7月 参院議員を引退。

2 -7 キャリア技官 0B の参院議員ポスト

参院選	1995	1998	2001	2004	2007
建設省	井上 孝 (道)	脇 雅史 (川)	→	脇 雅史	→
	岩井国臣 (川)	→	岩井国臣	→	佐藤信秋 (道)
農水省	岡部三郎	佐藤昭郎	→	佐藤昭郎	→
	須藤良太郎	→	段本幸男	→	落選

2 -8 事務官→技官「予算折衝でも、技官の連中は“あんたら大蔵官僚にこの
専門分野のことがわかるのか。黙って予算をつければいいんだ”と露骨
 な顔をするよ」

2 -9 技官→事務官「法文系の人たちになんの専門知識があるのでしょうか。
 彼らにはこれといったものがなく、それで、ともかく仕事を二の次にし
て出世しなければと走り回っているにすぎません」

2 -10 長良川河口堰の建設「理由」

「実はあの堰の設置地点というのは、地形的に堰を作るのに絶好の場所だったんです。地形的に、資源のようなものと言ってもいいですね」西村、2002、111 頁。

2 -11 防衛施設庁 2007 年 9 月 1 日に防衛省に統合

2 -12 防衛施設庁建設部建設企画課長

松田隆繁（キャリア技官）→2005 年 8 月 田中聡（キャリア事務官）

3 -1 2002 年度国 I 採用予定数と各幹部ポストの事務官技官比率

	採用予定数	審議官級	局長級	次官
事務官	270 名 (45%)	18 名 (81%)	87%	97%
技 官	335 名 (55%)	44 名 (19%)	13%	3 %

3 -2 農水省構造改善局（現・農村振興局）に巣くう農業土木技官

3 -3 「建設5倍、運輸 10 倍、農水 100 倍」

3 -4 2005 年度国 I 採用者と 2007 年度事務次官就任者数の事務官技官別

	採 用 者	事務次官
事務官	289 名 (44.7%)	11 名
技 官	357 名 (55.3%)	1 名 (文部科学省)

防衛省をのぞく。

『週刊ダイヤモンド』2007 年 6 月 23 日号、49 頁。

3 -5 結城章夫 東大工学部卒；1971 年科学技術庁入庁→2005 年 1 月より文部科学事務次官→2007 年 7 月 辞職；後任は銭谷眞美（ぜにや・まさみ）；東北大教育学部卒

3 -6 「当時の役所では、技術系はかなり軽視されていました。技術系は 7、8 年から 10 年は出世が遅れる。だから、同じ課長でも技術の課長はおじさんで、事務官課長は若手です。」後藤田、1998、43 頁。

4 -1 「大蔵省が予算の査定をするといっても、公共事業については、要求官庁から上がってきたものを追認するだけ。明らかに無駄があっても、とてもじゃないが手は出せない」『週刊東洋経済』1996 年 12 月 14 日号、

16 頁。

- 4 -2 「五族協和」＝道路、治山・治水、農業基盤、港湾、下水道
- 4 -3 国土交通省関東整備局・同荒川下流河川事務所広告「ダムなどの水資源開発施設の整備が実際の水需要に追い付いていないのが実情だ。……ハツ場ダムや湯西川ダムなどの水資源開発施設の建設は、水の安定供給には必要不可欠なのである。」『東京新聞』2007 年 10 月 30 日。
- 4 -4 池原工業（株） 〒377 -0883 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 160
- ①2003～2005 年度で 2 名の国交省職員が天下り
- ②群馬県発注のハツ場ダム関連事業（2001～2006 年度）を 37 件で合計 16 億 2696 万 4500 円を落札。
- 4 -5 池原工業（株）の HP より
- これからの社会に求められているものは
人間の限りない欲求をすべて追及するのではなく
自然や地球環境と調和しながら
ゆとりある生活を実現することではないでしょうか。
- 人が自然を生かし
人が自然に生かされる技術を
池原工業はいつの時代も追求しています。
- (<http://www.ikehara.co.jp/index.html> 2007 年 12 月 5 日閲覧)
- 4 -6 Hirschman, Albert Otto 1915 -
「退出 (exit)」と「抗議 (voice)」

【参考文献】

- +1 拙稿「日本の裁判所をコントロールする最高裁事務総局の裏（ロジ）支配」『SAPIO』2007 年 6 月 27 日号
- +2 西村健 (2002) 『霞が関残酷物語』中公新書ラクレ
- +3 新藤宗幸 (2002) 『技術官僚』岩波書店
- +4 後藤田正晴 (1998) 『情と理（上）』講談社
- +5 横田一「福田首相『地元ダムでの国交省天下りシステム』に怒！」『フライデー』2007 年 12 月 7 日号。
- +6 ハーシュマン (2005) 『離脱・発言・忠誠—企業・組織・国家における衰退への反応』(矢野修一訳) ミネルヴァ書房

八ッ場ダム訴訟の総論

広田次男

第1 八ッ場ダムの問題点

1. 当初予算2400億、追加予算4600億、実際8800億超
→「小さく産んで大きく育てる公共事業」
2. 計画、昭和25年（1950年）、基礎データ昭和22年（1947年）
→「何時までたっても止まらない公共事業」
3. 200年確率の雨、「実際にこの計算通りの雨は殆どあり得ない」（河川砂防技術規準）
→「無理を承知の公共事業」

第2 裁判の経過と現状 2004年9月提訴

1. 経過

- (1) 2005年（却下、政策的主張であり、司法的判断になじまない）
→第1コーナー
- (2) 2006年（実質的論議は不要であり、財務会計行為の違法性の主張のみ）
→第2コーナー
- (3) 2007年（証拠調べは不要）→第3コーナー
・・・7回コールドはなくなった。

2. 現状

- (1) 第4コーナー・・・鞭を入れろ。
- (2) 勝訴判決のための証拠調べ・・・弁論は終わった。

第3 裁判を通して分かってきた事

1. 計画自体の不合理性

- (1) 基本高水2万2000立方メートル この数字の出発点
 - ①その算出根拠、不明 算出のための資料は不存在
 - ②その内訳は、実際には1万7000立方メートル。しかし、上流域に於

ける堤防整備により5000立方メートルが増加

8月25日、26日の調査、基準点より上流に堤防は存在せず。

(2) 利水 いずれも人口増、需要増を前提にした計画

2. 計画の不整合性

(1) 他のダム計画、他の河川との整合性、全体計画のないままの状況

(2) 危険性、昭和45年6月衆院地方行政委、昭和46年衆院予算委

3. それでも何故計画が進んだのか・・・問題の本質・旧群馬3区

第4 課題と展望

1. 課題

(1) 敵は誰か・・・正確に見抜く事の重要性

(2) そのうえでどのように説得するか

①司法消極主義

②同じ釜の飯を喰う同僚

(3) 素朴な正義感だけで勝てる訳がない。

①調査囑託（水戸、さいたま）

②堤防調査

③敵性証人の採用と尋問

2. 展望

(1) 正面からの対決・・・計画そのものの不合法性→この国の形

(2) 6カ所のうちのレンガ1個

八ツ場ダムの治水上の問題点

2007 年 12 月 9 日

弁護士 坂 本 博 之

1 八ツ場ダムの治水上の問題点

① 河川法上の手続を踏んでいない

- ・ 平成 9 年改正河川法では、河川整備基本方針、河川整備計画に基づいてダムを作らなければならない→まだ河川整備基本方針はようやく 2006 年 2 月に策定されたが、河川整備計画はまだできていない
- ・ 河川整備基本方針は策定されたが、関係住民の意見を聴くための措置が全く不備であった。

② 利根川治水計画の恣意性・過大性

- ・ カスリーン台風(昭和 22 年)の実績流量 $17,000 \text{ m}^3/\text{秒}$ (八斗島地点)とされているが、実際はそれよりも少なかったはず
- ・ 昭和 55 年 改訂利根川水系工事实施基本計画において、基本高水流量 $22,000 \text{ m}^3/\text{秒}$ (八斗島地点)の洪水に対応をするため、ということで計画が立てられた

※基本高水流量：各河川において計画規模(利根川は 200 年に 1 回)の洪水で想定される最大流量。

→ $22,000 \text{ m}^3/\text{秒}$ という数字は根拠のない数字

- ・ 利根川治水計画を完結させるためには、八ツ場ダム以外にも利根川上流に 10 数基ものダムを作らなければならない、千葉県の住宅密集地に利根川法水路を作らなければならない→実現不可能！

③ 八ツ場ダムには治水効果がない

- ・ カスリーン台風時の際の雨では、効果 0 であった
- ・ 吾妻溪谷は本来洪水調節機能を持っている

2 被告側の反論

- ① カスリーン台風時、利根川上流で相当量の氾濫があったので、 $17,000 \text{ m}^3/\text{秒}$ となった。昭和 22 年以降の上流部の河川改修・開発等による流出増があるため、 $22,000 \text{ m}^3/\text{秒}$ となった。
- ② 利根川東遷に代表されるように、治水計画の実現には長い期間がかかるのだ。

3 原告らの主張の補強

① 利根川上流部の堤防調査

前橋から上流部での利根川の堤防の状況は、昭和 22 年も現在も殆ど変わっていないかった。

② 国土交通省に対する文書送付嘱託申立

文書送付嘱託申立 裁判所を通して、国土交通省に対して、その保管する文書を送ってもらうことを申し立てる方法

- ・ 利根川上流部の氾濫箇所、氾濫区域、氾濫量、洪水調節施設の調節効果のデータなど、利根川上流部の流出計算の根拠資料及び計算過程の記載された文書について行なった→さいたま地裁で採用
- ・ 国土交通省からの回答：ハイドログラフを導き出す計算過程において、計算機の中で計算された多くの数字の一部のようなものであり、文書として存在しない(!)
- ・ さらに利根川上流域の流出計算に用いたデータなどについて、国土交通省に対して、調査嘱託申立

③ 今年の台風 9 号

吾妻川流域では 100 年に 1 度くらいの大雨が降った

→しかし、八ツ場ダム地点の流量は、治水計画の流量の半分以下

4 今後の裁判の予定

証人尋問が実施される可能性が高くなった。

- ・ 治水の専門家
- ・ 国土交通省関東地方整備局河川部長

【1】 ダムサイト地盤の危険性

問題点1 ダム建設予定地の地盤は「せん断強度」が不足している

（被告の主張）「国土交通省は、今後さらに追加調査を実施して、低角度割れ目の分布状況及び低角度割れ目を含む岩盤のせん断強度の詳細な確認を行うこととしているが、ハッ場ダムのダムサイトにおいて、ダム基礎岩盤としてせん断強度が不足する箇所があったとしても、弱部の除去等をダムの堤体設計に見込むことにより、十分対応が可能である」

「せん断強度」とは：ある面に平行な方向に働き、ずれの変形を生じさせる力を「せん断力」といい、その「せん断力」に抵抗する強度を「せん断強度」という。

「重力式コンクリートダムは、ダム貯水池の水圧等の荷重をダム堤体の自重によって下方の基礎岩盤に伝達し支える構造物である。このため、基礎岩盤としてダム高に応じた十分なせん断強度を有する岩盤が必要となる」

問題点2 ダム建設予定地の地盤はダム建設に必要な「遮水性」を有しない

（被告の主張）「新指針に基づき、ダムサイトの地質性情に応じて改良目標値及び改良範囲を設定することにより、ハッ場ダムの基礎地盤等において遮水性が不足する箇所の対策は十分可能である」

なぜ「遮水性」が必要か：「ダムの基礎地盤は、水の浸透による地盤の崩壊（浸透破壊）を防ぎ、かつ、貯水池の水が流出しないだけの遮水性が必要とされる」

問題点3 ダム堤体右袖部をかすめる断層の存在により、地盤が不安定になっている

（被告の主張）「昭和45年当時は露頭観察から河床を横断するような断層破碎帯（断層の境界部の岩盤が崩れて帯状に脆弱となっている部分）を想定していた。その後のボーリング及び調査横杭による調査の結果、露頭の脆弱部はハッ場安山岩類とデイサイト貫入岩体の境界付近にあり、その境界は密着していることが判明し、脆弱部は存在しないことを確認している。したがって、露頭の脆弱部は断層破碎帯ではなく、地表付近で風化した脆弱部が局所的に出現したものと考えられる」

「ハッ場ダムのダムサイト周辺にダム基礎として問題となるような断層破碎帯は確認されていない」

断層の存在についての国会答弁（1970年）「かりにダムをつくりました場合の一番力のかかります下流端と申しますか、その付近に河床を横断する三メートル幅の

岩の断層があるということで、これもダムが一番力のかかる部分にそういう断層があるということはダムが非常に不安定である、不安であるということでもあります」

【2】 地すべりの危険性

問題点 国交省は地すべり予測能力は低く、地すべり対策も不十分である

（被告の主張）「貯水池周辺に保全対象物（家屋、道路、鉄道など）がなく、かつ、地すべりによる貯水池への影響（地すべり土塊による貯水容量の変化など）が軽微であるような場合は、地すべり対策は不要」

「ハッ場ダムにおいても、万全を期すために、貯水池全域の斜面を対象として更に検討を行い、必要な箇所では動態観測等を実施する予定としており、今後も実施される地すべり調査や設計作業により精度向上が図られ、貯水池周辺の地すべりに対する評価や対策等に修正が加えられていくものである」

「地すべり対策は、・・・尾根筋に止まっている巨岩・居礫のように、仮に局所的に不安定な箇所があったとしても、押え盛土工と併せ排土工などの対策工を施すことにより、技術的には十分対応可能と判断している」

ダム地すべりの危険性（奥西一夫京都大学名誉教授による解説）

ダム地すべりによる危険を回避するためには、① 対策を行うべき地すべり斜面を抽出し、各斜面の危険度を適切に評価すること ② 地すべり斜面が有する危険度に対応した対策を講じること、が必要である。

「ダム湛水域の斜面で地すべりが起こり、地すべり土塊がダム湖に流入すると、ダム湖に津波が起こり、湛水域で津波災害を引き起こすほか、ダムを越流すると下流に段波となって流れ下るが、瞬間的にせよ河道の洪水疎通能力を超えて氾濫することが多いのと、段波特有の大きな破壊力で堤防や橋などを破壊することが多い。」

「地すべりの中でダム地すべりが特に注意されなければならないのは、バイオントダムのように大きな災害を引き起こすことに加え、地すべりの制御が極めて難しいことによる。すなわち、ダムへの湛水は湛水域に接する地すべり地の地下水位を押し上げるので、必然的に地すべりを不安定化させるほか、ダム水位の低下もまた新たな力学的不安定を引き起こすので、ダム水位を制御することも困難になる。特に洪水調節をおこなっている時にダム地すべりが起こると、洪水調節のための水位変化も地すべり対策のための水位変化も許容されないという、お手上げ状態になってしまうのである。そのため、ダム湛水域において地すべりの発生は絶対にあってはならないのである。」

注 文中の「問題点」「被告の主張」は、それぞれ裁判における原告の主張・被告の主張の一部です。

かけがえのない自然を後世に残すために（環境）

2007年12月9日

弁護士 福田 寿 男

1 ダム建設が我々に与える影響が純粹にお金（税金）だけの問題であるならば，あるいは諦めが付くかも知れませんが，それが地元の人を含む我々国民の生命財産（地盤や地滑りの危険性の場合）や生活そのもの，景観や自然環境の破壊にわたる場合には，決して諦めてはいけないと私は思っています。

2 広い意味での環境という側面から見る場合，八ッ場ダムの建設により極めて多くのものが失われます。法的手続の観点から見ると，それは「環境影響評価」がなされていないことに原因があります。

環境影響評価，いわゆる環境アセスメントとは，環境に著しい影響を与えるおそれのある行為の実施・意思決定に当りあらかじめ環境への影響について適正に調査，予測又は評価を行い，その結果に基づき，環境の保全について適正に配慮しようとするものです。

3 そしてそれは，制度化されている場合は勿論のこと，そうでない場合であっても，事案に即して条理法上の義務として要求されます。かつ，やればよいということではなく，適正になされる必要があります。この理は，四日市公害裁判や日光太郎杉事件においてなされた判決等の積み重ねによって確立されているものです。公共事業によって環境に影響があるかどうかという実体面に踏み込みづらい裁判所も，法律上の手続違反という観点からは行政の計画に注文を付け易いといえるでしょう。

4 実際，八ッ場ダム建設事業においても1985年に環境影響評価がなされています。しかしながら，その調査も内容も全く不十分・不適切であると言わざるを得ないものです。以下ダム建設で永遠に失われてしまうもののとの関連でこの点を確認いたします。

5 まずダム建設により，ダム周辺住民の生活環境が失われてしまいます。ここには鎌倉時代からの歴史がある自然豊かな川原湯温泉が存在します。

6 JRの川原湯温泉駅を降りると温泉街の入口のアーチがあり，道沿いに風情のある温泉宿が並んでいます。川原湯温泉にまだ行かれたことのない方は

是非、行ってみてください（上野から乗り換えなしで行くことのできる特急「草津」がお勧めです。）。宿と温泉の情緒は、特に都会で生活される方の心にじんわり染みてきて明日の活力になること間違いなしです。これらがすべてダムの底に沈んでしまうのです。。

7 建設計画においては、川原湯地区、川原畑地区全戸はじめ340戸が水没しますが、その住民は山の中腹に代替地を造成して集落ごとに移転する「現地ずり上がり方式」により移転することになっています。これは全く違う地域に移転するよりましというものですが、実際には非現実的であるばかりでなく、分譲価格も著しく高額で用地買収も進まず、温泉街は全く魅力を失ってしまいます。既に川原湯温泉は、201戸が90戸足らずに減っているのです。本来、生活環境について環境影響評価を行い、ダム計画を中止すべしという結論を導くべきでした。

8 移転先の小学校には危険な崖がせまり、町自体、山の中腹をけずって作られるのです。実際に現地で代替地予定地をみると、その危険性がよくわかります。地滑りの危険性のところでも説明があったと思いますが、住民に事故があってからでは遅いのです。

9 次に当然のことながら自然環境が失われます。特にイヌワシ、クマタカなどの希少野生動植物の喪失が重大な問題です。

10 ここには、国の特別天然記念物のニホンカモシカ、絶滅危惧種のイヌワシ、クマタカ、危急種のオオタカが生息しています。

それではこのような地域においてはどのような点が配慮されていなければならないのでしょうか。その指針として、生物多様性条約と種の保存法の観点の考え方から検討しなければなりません。

11 生物多様性条約は、1993年に批准されましたが、個別の種や特定の生態系に限らず、地球規模の包括的な生物の多様性そのものを保護するもので、その帰結として、日本政府は国際的義務としてダム建設予定地周辺地域の生物多様性を保全する義務を負い、条約に基づいた環境影響評価がなされなければならないのです。

12 ところが八ツ場ダム事業における自然環境調査は、継続されているものの、数年単位の継続的調査がなされず、植物分布調査やコウモリ調査でさえ

明らかに不十分で、さらに生物多様性の破壊についての調査・検討はなされていません。これは生物多様性条約14条1項に違反すると言わざるを得ないものです。八ッ場ダム予定地周辺の豊かな生態系を前提とすれば、日本は国際会議等において「本条約に違反しない」と胸を張って言うことはできないはずです。

13 また八ッ場ダム事業の継続は、種の保存法にも違反します。種の保存法による国内希少野生動物種として鳥類ではイヌワシ等5種の生息が確認され、そのうち4種は繁殖も確認されています。このまま適切な保全措置が講じられないままダム工事が進行すれば、これら指定種の営巣放棄を招来することになり、それは捕獲・採取・殺傷又は損傷を禁ずる種の保存法9条に違反する行為となると言うべきです。皆さんご存知のとおり、日本では本当に多くの種が絶滅の危機に瀕しています（これは日本だけはありませんが）。八ッ場ダム建設は、種の保存法を制定してこのような状況にストップを掛けようとする環境保護の流れに真っ向から反する行為です。環境影響評価は、本来、このような結果を防止するためになされなければならないのです。

14 次にダム建設は、美しい景観も失わせます。八ッ場ダムは吾妻溪谷の途中にダムサイトを作ろうというものです。吾妻溪谷は、関東の耶馬溪とも呼ばれ、四季折々の美しい溪谷美を見せてくれます。

15 1985年評価書は、「吾妻峡の一部は水没することとなるが、下流部の景観は残されることから、自然景観への影響は問題ない。」とするのみです。これ以外に調査検討した形跡はなく、条理法上の環境影響評価義務を果たしていないと言わざるを得ません。そしてわずかに記載されているこの評価自体、妥当なものではないのです。

16 その悪夢は、既に、八ッ場ダム予定地に近い群馬県内の下久保ダムにおいて現実のものとなっています。これは「自然景観への影響が問題ない」結果と言えるでしょうか。岩肌と流水があってこそその溪谷美なのです。下久保ダムの地元の町長であった関口茂樹さん（現群馬県議会議員）は「ダムによって川の清流が失われた」と言って憚りません。

17 もう一つ、八ッ場ダム特有の問題として、水質の問題に触れなければな

りません。八ツ場ダム上流には温泉や硫黄鉱山採掘跡地があり、それらから強酸性水が混入し、それが残存してしまうのです。また富栄養化による水道水の異臭・トリハロメタン問題があります。

18 強酸性水が混入するため、中和しなければその水を利用することはできません。草津温泉下流に中和工場が設置されていますが、それにより、水は白濁しています。これでもすべては中和されないのが現実です。

また、発生した中和生成物は品木ダムで沈殿されますが、湖水は白濁して醜いうえ、常時沈殿物の浚渫が必要となっています。中和工場や品木ダムを直接ご自分の目でご覧いただければ、中和→沈殿→廃棄というサイクルがいつまでも続くものではないことが実感できると思います。

19 また、富栄養化の問題は、吾妻川上流部には草津温泉等の多くの観光地や婦恋のキャベツ畑、大規模な牧場等があり、これらから数十万都市に匹敵する栄養塩類が流入することによって起こります。これは1つには流水が溜まり水に変わることにより植物プランクトンの異常増殖が進行し、異臭の発生につながり、2つには有機物が水道原水に加えられた塩素と反応して発がん性の疑いのあるトリハロメタンの発生につながるのです。

結局、八ツ場ダムが完成したとしても、ダム湖水は植物プランクトンの増殖で緑色となり、悪臭が発生するなど、環境上も景観上も無残なものとならざるを得ないのです。水質問題についても適正な環境影響評価はされていないのです。

20 以上みてきたように、八ツ場ダム建設事業は、条理法上及び生物多様性条約に基づく、事案に即した適切な環境影響評価が実施されておらず、環境影響評価義務を怠って違法な事業と言わざるを得ません。そしてまたこのように違法であることが明らかな事業について、費用の負担を求める国土交通大臣の納付命令が著しく合理性を欠くことは明らかなです。

21 したがって、このような納付命令に基づき、各都県の執行機関が漫然と負担金を支出する行為は、財務会計上の違法行為に他ならないのです。

以上

群馬訴訟——新たに加わった論点について

(文責・伊藤祐司)

1. まともな水需要予測をしない群馬県——事業の検証を放棄

群馬県は、訴訟のなかで、「経済社会構造が大きく転換する時代にあっては過去のトレンドを基礎とした水需要予測は現実的ではない」などとしながら、2001年に発行した県の総合計画「21世紀プラン」では、「水需要の見通し」として1998年の実績値・127万m³/日が2010年に134～143万m³/日になるなど過去のトレンドどおりの右肩上がりの予測をしている。これをハツ場ダム先にありきだと突かれると、「(水道はそれぞれの事業者が、それぞれの判断でつくるのだから)県全体のマクロな水需要について議論しても意味はない」と開き直っている。

これは県の役割の放棄である。経済社会構造が大きく変化する時代だからこそ、水需要変化の背景にある要因を分析し、科学的な水需要予測をして、公共事業・行政執行を見直してゆくことが求められている。「限りある水を有効に使うこと」(被告準備書面)が求められている時代だからこそ必要な検証を、群馬県は放棄している。

2. 農業用水からの転用は冬期も可能?

群馬県は2つの県営水道がハツ場ダムの開発水を利用する計画だが、夏期は農業用水からの転用でまかなわれており、必要なのは冬期だけである。県は通年の水源確保を強調するが、昭和55年に交わされた県と農業用水団体との契約は、2m³/秒を転用するとしているだけで、期間の限定条項はついていない。当該農業用水は、冬期も12m³/秒以上の水利権があり、冬期も転用が可能とすれば、群馬県の水道にとってハツ場ダムは夏も冬も必要なくなる。

3. 台風9号で100年に一度の雨が降ったけれど出水は計画の3分の1

今年9月初めに関東を襲った台風9号は、ハツ場ダム上流の吾妻川流域に大雨を降らせた。上流8地点での3日間雨量の平均は356ミリで、国交省が想定する100年確率の雨量354ミリに匹敵する。計画では、ハツ場ダム付近の吾妻川には3900m³/秒の洪水が流れるはずであったが、吾妻渓谷直下の岩島地点の流量は1200m³/秒程度で、計画の3分の1にも満たないものだった。机上の流量計算がいかにも現実離れしたモノであることを示している。

4. 「新川原湯温泉駅」は巨大地滑りの上

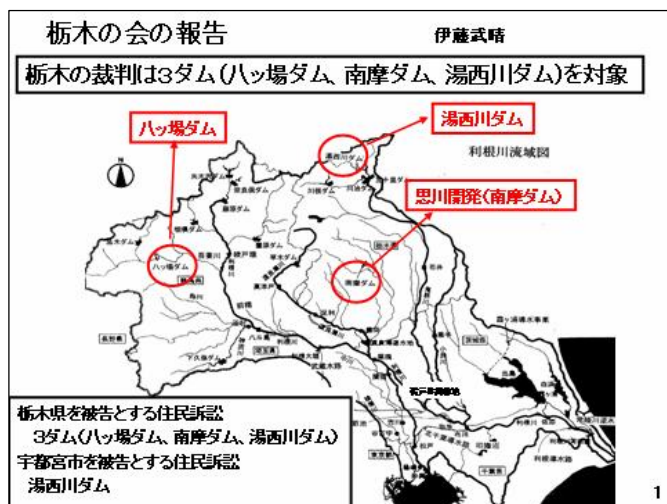
JR川原湯温泉駅の移転先などが予定されている、現川原湯温泉南西の緩斜面一体は、写真・地形図からみて明らかに大きな地滑りの跡である。国交省は、この地滑りについて、その先の部分に河岸段丘が形成されていることなどをもって地滑りはなく、安定している、としている。

確かに河岸段丘ができるだけの地質時代を経ていることから現状では地塊は安定しているとみられるが、ハツ場ダム建設によるダム湖は、この河岸段丘そのものも水面下にしずめることになる。地下水面の大幅な上昇によって、現在は安定している滑り面が、再度動くことは十分考えられることである。実際、大滝ダム、滝沢ダムなどの地滑りは、国交省の小規模な地滑り対策をあざ笑うように大きな規模で滑っている。

ボーリング調査による滑り面の確認など、必要な調査を行うべきではないか。



○印内が地滑り地形



3ダムの諸データ

	ハッ場ダム	南摩ダム	湯西川ダム
総貯水容量 (万m ³)	10,750	5,100	7,500
事業費 (億円)	5,846	2,149	1,993
移転予定世帯数 (戸)	470	138	80

〔注〕事業費はダム事業+水特法事業+基金事業を示す。ただし、南摩ダムは基金事業が含まれていない。

2

南摩ダムと湯西川ダムは栃木だけの問題ではない。

南摩ダムは群馬を除く5都県、湯西川ダムは栃木、茨城、千葉の3県が利水・治水の費用を負担している。

	ハッ場ダム	南摩ダム	湯西川ダム
利水の費用負担 (受水予定)	群馬、茨城、埼玉、千葉、東京	栃木、茨城、埼玉、千葉	栃木、茨城、千葉
治水の費用負担	群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉、東京	栃木、茨城、埼玉、千葉、東京	栃木、茨城、千葉

3

栃木の裁判の主な争点

ハッ場ダム (各都県共通の争点を除く)

○ 誤った浸水想定区域図によって栃木県が治水分の費用約10億円を負担

南摩ダム

- ① 利水の必要性なし
(給水計画が存在しない栃木県の南摩ダム水利権)
- ② 治水の必要性なし(微々たる治水効果)
- ③ 水収支が成り立たない(頻繁に空になる南摩ダム)
- ④ 豊かな植物相、多様な鳥類の生息への影響

4



給水計画が存在しない 栃木県の南摩ダム水利権

栃木県・県南水道用水供給事業計画の立ち消え

① 必要性の喪失 ② 巨額の施設建設費

栃木県が南摩ダムで確保する0.821 m³/秒給水する計画が存在しない

単に、栃木県が将来のためという理由で巨額の負担金を支払い続けて保有しておく水源にすぎない。

6

南摩ダムの治水効果は微々たるもの

南摩ダムの建設予定地 (南摩川)



南摩川は流域面積が非常に小さく、小川のような川である。

南摩ダムのごく小さな流域面積から見て、思川や利根川の洪水に対する南摩ダムの影響は微々たるものである。

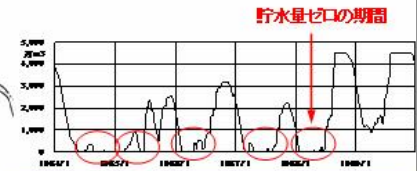
	流域面積
南摩ダム予定地	12.4 km ²
思川・乙女地点	760 km ²
利根川・栗橋地点	8,588 km ²

南摩ダム予定地の比率
思川・乙女地点に
対して 1.6%
利根川・栗橋地点に
対して 0.14%



7

頻繁に空になる南摩ダム



南摩ダムの運用計算結果(原告) 1964年～1999年

たいやま
大谷川からの導水中止によって、
南摩ダムは黒川と大芦川からの導水の
みとなった結果、水収支が成り立たなく
なり、頻繁に空になると予想される。

8

栃木の裁判の主な争点

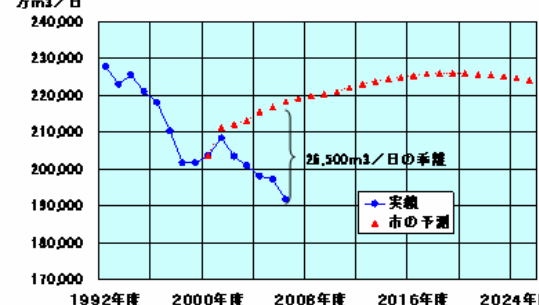
湯西川ダム

- ① 利水の必要性なし
(宇都宮市を被告とする裁判で追及)
- ② 治水の必要性なし
(鬼怒川の治水計画で本来は必要がなかった湯西川ダム)
- ③ 栃木県初記録クビワコウモリ、イヌワシ、クマタカ
等の生息への影響、湯西川渓谷の豊かな景観の
喪失

9

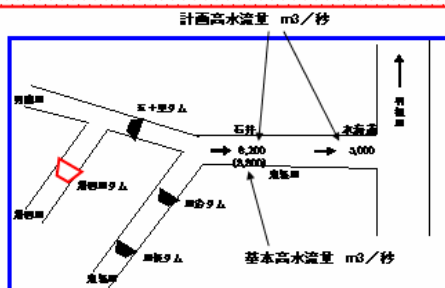
宇都宮市は、実績と乖離した架空の水需要予測と
宝井水源(地下水)の切捨てによって湯西川ダムへ
の参加の理由を作り上げている。

宇都宮市水道の1日最大給水量



10

本来は治水面の必要がなかった湯西川ダム
3ダムで完結していた鬼怒川の治水計画に
湯西川ダムを挿入(1985年)



湯西川ダムが加わって4ダムになっても、鬼怒川の治水計画は、
石井地点におけるダム調節後の洪水流量(計画高水流量)が
6,200m³/秒のまま。

11

湯西川ダム予定地には貴重で豊かな自然がある



栃木県初記録クビワコウモリ



湯西川渓谷の豊かな景観は
ダム建設によって失われる。

12

2007 年度 茨城の会活動報告

濱田篤信

1 活動方針

なお低い県民の関心を高め、原告優位の法廷環境を醸成し、裁判に勝つことを主たる目的に以下の2点に焦点をしばって活動を行った。

(1) 裁判への積極参加

毎回法廷を満席とし、熱い陳述を行い、公判終了後学習会を開き活性化を図る。

(2) 広報活動

各地で集会を開くなどしてハツ場問題を広報し、県民の関心を高める。また、水道料金引き下げ、水質保全等共通の課題を抱える団体と協力する。

2 活動の結果

(1) 裁判への積極参加

第10回(2006.12.6)から第13回(2007.10.24)に至る4回の裁判で、法廷をほぼ満席にし、意見陳述を続けた。陳述の内容は、水道料金高騰の原因となっている開発事業への過剰投資や談合の指摘等怒りに満ちたものであった。

公判後には、毎回、弁護士および嶋津暉之さんに解説をいただいたが、特に第13回公判(07.10.26)は続いて行なわれた進行協議も含め重要なものとなった。

まず、従来門前払いの原因となった財務会計行為をめぐって、地方の負担金支出についての国と地方の対等平等性の指摘(地財法25条大川隆司弁護士解説)があり状況は大きく変わることが期待された。進行協議では証人喚問計画と文書送付嘱託が議題となり両議題について、裁判長は、いずれも前向きに取り組む姿勢を示した。このことを受けて、広田次男弁護士は、「9回裏まで戦うことになるだろう。この戦いは1兆円の問題ではない。社会を変える大きな戦いだ」と檄をとばした。法廷には追い風が吹き始めた。

(2) 広報活動・他団体との連携

各地での学習会の他に、茨城県議64名に対するハツ場ダム・アンケート調査、「茨城県の水問題を考える市民連絡会」立上げと「無駄なダム建設から撤退し、水道料金の引き下げを求める請願・署名」運動を実施した。折りしも国土交通省の霞ヶ浦導水事業取水口工事着工の一方的通告に反発した那珂川漁業協同組合が同工事反対を決議、国土交通大臣への陳情を開始したが、間髪を入れず、わたしたちハツ場ダムをストップさせる茨城の会、霞ヶ浦導水事業を考える県民会議、茨城共同運動が支持と協力を表明、活動を開始し茨城におけるダム建設反対運動が決戦の時を迎えた。法廷の中では追い風、外では嵐が吹き始めた。

3 今後の方針

法廷の熱気を維持すると同時に那珂川漁業協同組合、茨城共同運動等他団体と連帯し、請願、署名、連続シンポジウム開催等の一般的活動を全県的な運動に高めていく。

埼玉の会からの報告

大高文子

1. 埼玉の会の活動(裁判以外の活動について)

(1) 参考ダムの現地調査

- ① 滝沢ダムの地すべり問題(6月)
- ② 玉淀ダムの撤去運動(5月)
- ③ 二瀬ダムの地すべり問題(近く調査の予定)

(2) ハッ場ダム問題の学習会

(3) 埼玉の会のニュースの発行(最近1年間で5回発行)

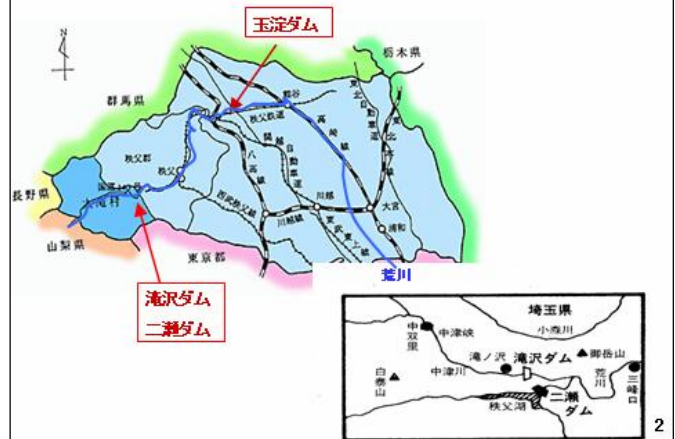
2. 裁判の動きで特記すべきこと

(1) 裁判所が利根川洪水流量に関する調査嘱託を採用(11月21日の裁判) (裁判所が関東地方整備局に対して計算元データの送付を求めた。)

(2) 原告と被告の主張の論点整理をするための進行協議

(去年1月23日と3月5日)

滝沢・二瀬・玉淀ダムの位置図



滝沢ダムの地すべりの経過

(総貯水容量: 6,300万m³ 目的: 都市用水、洪水調節、発電
事業主体: 水資源機構 現在は試験湛水中)

2005年

10月1日 試験湛水開始

11月2日 ダムより約1.5km上流の左岸斜面で亀裂を確認

2006年

8月17日 対策工事完了(押え盛土工) (35億円)

8月18日 試験湛水再開

2007年

5月1日 ダムより約1km上流の左岸斜面で亀裂を確認

8月29日 対策工事完了(アンカー工) (40億円)

8月30日 試験湛水再開

3



二瀬ダムでも 地すべりが発生

「ひどくなったのは10年前から。ダムの水位が下がると、家がギンギンしむ。」

総貯水容量: 2,690万m³

目的: 農業用水、洪水調節、発電

事業主体: 国土交通省

完成: 1961年



5

玉淀ダムの撤去を求める運動

(総貯水容量: 350万m³ 目的: 発電、農業用水
事業主体: 埼玉県 完成: 1964年)



荒川の中間点にあって完全に生態系を分断している
玉淀ダムの撤去を求める運動が進められている。

6

千葉の活動報告

2007年12月9日

八ッ場ダムをストップさせる千葉の会

武笠 紀子

2007年 裁判経過

- ・ 3月16日(金)・・・第10回 裁判
意見陳述 「財務会計行為の違法性の承継問題」(拝師弁護士)
- ・ 6月12日(火)・・・第11回 裁判
意見陳述 「治水問題について」(千葉市 高野)
- ・ 9月25日(火)・・・第12回 裁判
意見陳述 「利水問題について」(柏市 坂倉)
- ・ 12月18日(火)・・・第13回 裁判・・・予定
意見陳述 「流域の堤防についての実態調査」(及川弁護士)

- * 裁判では毎回、原告はパワーポイントを使って意見陳述を行う。
- * 裁判官、原告代理人、被告代理人、傍聴者のどの席からもパワーポイントが見られるように3台のテレビ備えられている。
- * 毎回多数の傍聴人があり、千葉地裁で一番大きい法廷を使用している。
- * 裁判終了後、弁護団による説明会を開催している。
- * 千葉弁護団会議に、会の代表と事務局長が出席している。

広報活動

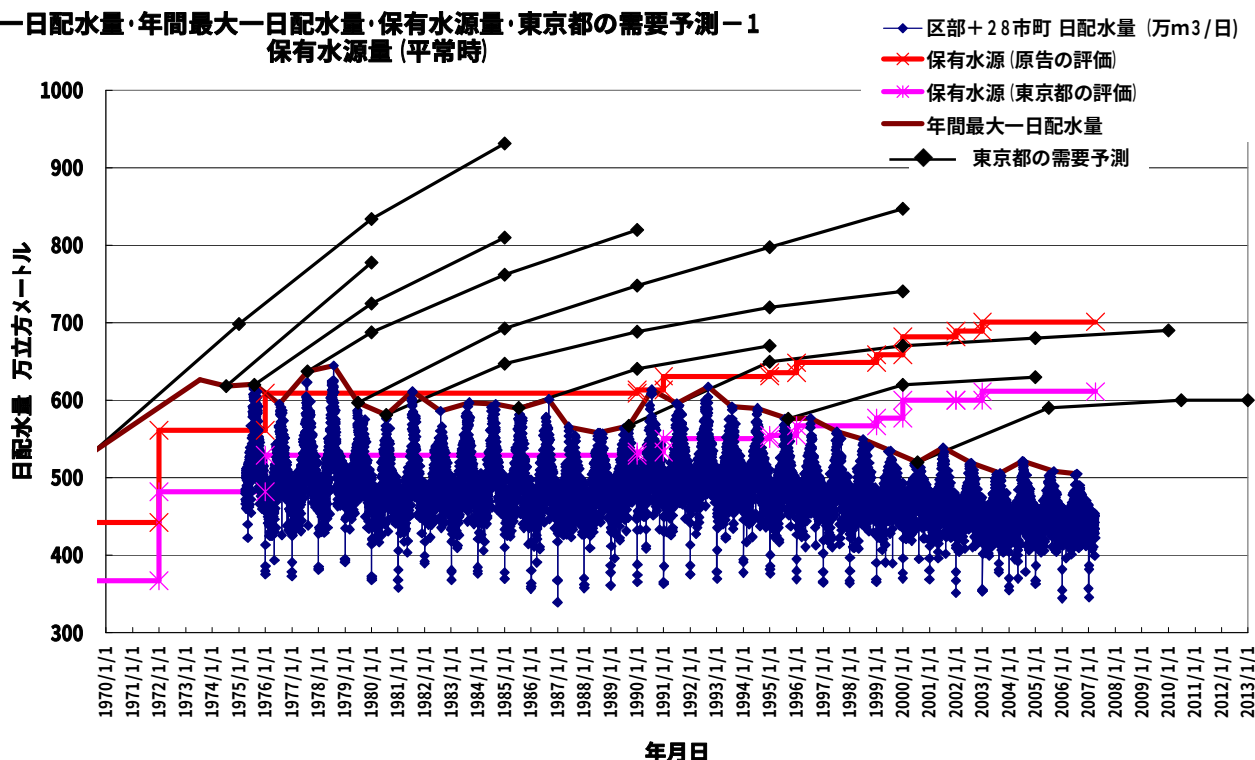
- ・ 裁判の日(説明会后)に県庁前での八ッ場の共通カラーチラシの配布
- ・ 「八ッ場ダムをストップさせる千葉の会」会報の発行・・・年2回
2月16日 会報5号, 8月6日 会報6号
(会員220名と住民監査請求人約900名に郵送)
- ・ ホームページの作成・・・準備書面、証拠書類なども掲載

その他の活動

- ・ 月に1回、「八ッ場ダムをストップさせる千葉の会」幹事会を開催
- ・ 3月16日(金)第3回「千葉の会」総会を開催
- ・ 利根川流域河川整備計画の公聴会に陳述人、傍聴者として参加
- ・ 11月4日「八ッ場あしたの会」のシンポジウムに参加

東京の利水安全度

一日配水量・年間最大一日配水量・保有水源量・東京都の需要予測－1
保有水源量(平常時)



東京都の主張（東京水道長期構想ステップⅡより）

都が保有する水源の約8割を依存している利根川・荒川水系では、計画利水安全度を1/5（5年に1回程度発生する規模の渇水に対応する計画）として水資源開発が進められており、全国の主要水系が計画利水安全度を1/10（10年に1回程度発生する規模の渇水に対応する計画）としているのに比べて低い状況にある。

加えて、近年の降雨の状況ではダム等から安定的に供給できる水量が低下していることなどを考慮すると、利水安全度は計画よりも低くなっている。

利水安全度：河川水を利用する場合の渇水に対する取水の安全性を示す指標であり、何年に1回程度で発生する規模の渇水に対してまで、安定的に取水可能かを意味する。

表 主要な地域の利水安全度

水 系	利水安全度
利根川・荒川水系	1 / 5
木曽川水系	1 / 10
淀川水系	1 / 10
筑後川水系	1 / 10
吉野川水系	1 / 5
サンフランシスコ	既往最大渇水
ニューヨーク	既往最大渇水
ロンドン	1 / 50

（出典：国土交通省）

東京都の主張はおかしい

- ① 東京都の保有水源量はこれほど多いのに、利水安全度が低いと言っている。実際には充分対応できる。
- ② 外国の例は根拠が不明確で、国交省でもホームページから削除。
- ③ 例示されている外国の都市でも、少なからず渇水が起こっている。
- ④ 東京都も国交省も、あやふやな情報をもとにして、外国の都市と利水安全度の比較をしている。

ハッ場ダム住民訴訟3周年報告集会アピール（案）

「国交省が計画しているハッ場ダムは、無益で有害である。負担金支出は中止せよ」と1都5県の市民が6地裁へ提訴してから、ハッ場ダム住民訴訟は丸3年が経過しました。栃木では南摩ダム、湯西川ダムを含む3ダムを対象に訴訟を展開しています。双方の主張がほぼ出そろい、裁判はいよいよヤマ場を迎えました。証人申請が提出され、今後、その採否が注目されるところです。

今夏8月、弁護団と原告チームは利根川上流域の堤防の現地調査に取り組みました。国交省はカスリーン台風のような雨が現在降れば、上流部の堤防が整備されたので、もっと流量が増えるとし、想定洪水流量を実績流量より5,000トン以上も引き上げ、毎秒22,000トンとしています。今回、私たちは上流部の堤防の状況が、カスリーン台風当時とほとんど変わっておらず、毎秒5,000トンも最大流量が増加するという想定が実態から全くかけ離れていることを確認しました。証拠として提出したこの堤防調査の報告書は、今後の審理に大きな意味を持つでしょう。

さて、2,000年以降、無駄な公共事業への批判が高まり、全国でダム建設の中止や凍結があいつぎましたが、最近になって、ふたたび建設を復活させる動きが出てきました。ハッ場ダムに代表されるムダな公共事業はなぜ止らないのか？ その背景に何があるのでしょうか？ その真相は、今日、西川伸一先生の講演によって明らかにされました。「政・官・業」癒着の構図の中、2008年も、前年より減額したとはいえ300億円を超える税金がハッ場ダム事業に投入されようとしています。係争中であるにもかかわらず工事の進行を差し止められない理不尽さに、あらためて怒りを禁じえません。

去る11月4日、シンポジウム「ダムに負けない村——ハッ場から地域の再生を考える」が「ハッ場あしたの会」の主催で開かれました。最後に採択された、ハッ場ダム事業の見直しと水没予定地域再生の法整備を訴えるアピールは、何よりも私たち下流地域住民の課題として受けとめるべきものです。同趣旨の請願署名の活動を通じて、この訴えを広く浸透させていきましょう。

私たちは、こうしたハッ場あしたの会の活動と連携しつつ、またムダな公共事業の中止や脱ダムの運動と取り組む全国の仲間ともネットワークを組み、4年目を迎えた裁判闘争にあらゆる努力を尽くすことをここに決意します。証人尋問を実現し、そのクライマックスの場で勝利を確かなものとするために、ともに闘って行こうではありませんか！

2007年12月9日 参加者一同

ハッ場ダム計画関連年表

(「ハッ場あしたの会」のホームページより作成)

1947年(昭22)	カスリーン台風により利根川流域など大洪水。
1952年(昭27)	ハッ場ダム計画が洪水調節ダムとして浮上。建設省より長野原町長にダム調査の通知が届く。
1953年(昭28)	ダム建設反対の住民大会。吾妻川が強酸性の河川であることから、ダム計画は一時中断。
1963年(昭38)	草津町に中和工場完成。
1965年(昭40)	ハッ場ダムの計画が多目的ダムとして再浮上 目的 ① 都市用水の供給 ② 洪水調節
	ハッ場ダム反対期成同盟の結成。
1966年(昭41)	長野原町議会、ダム反対を全会一致で決議。
1973年(昭48)	水源地域対策特別措置法(水特法)公布(抵抗激しいハッ場ダムの地元対策)
1974年(昭49)	川原湯地区反対期成同盟委員長樋田富治郎氏、町長に当選(～1990年)。
1976年(昭51)	ハッ場ダム計画を組み込んだ利根川・荒川水系水資源開発基本計画(フルプラン)の閣議決定。
1980年(昭55)	群馬県は地元生活再建案を提示。
1985年(昭60)	町長と知事は生活再建案についての覚書を締結。反対運動が転機を迎える。
1986年(昭61)	ハッ場ダムが水源地域対策特別措置法に基づくダムに指定。 水没予定地がハッ場ダムに係る河川予定地に指定。
	ハッ場ダム建設に関する基本計画が告示される(完成予定2000年度)。
1987年(昭62)	財団法人利根川・荒川水源地域対策基金がハッ場ダムを基金対象ダムに指定。 長野原町は「現地調査に関する協定」に調印。建設省、翌年から調査を開始。
1990年(平2)	建設省、生活再建案に基づく「居住地計画」を水没世帯に配布。
1992年(平4)	「反対期成同盟」は「対策期成同盟」に変わり、反対運動の旗を降ろす。 町、県、国の三者で「用地補償調査に関する協定書」締結。 建設省、用地補償調査を開始(～1999年)。
1995年(平7)	建設省、第二次土地利用計画として代替地の計画案を発表。
1999年(平11)	「ハッ場ダムを考える会」発足。
2001年(平13)	「補償基準」に水没五地区連合補償交渉委員会が調印。 個別補償交渉の開始。
	ハッ場ダムの完成を2010年度に延長する基本計画変更を告示。
2003年(平15)	国土交通省、ハッ場ダム事業費変更案(2110億円→4600億円)を発表。
2004年(平16)	ハッ場ダムに関する基本計画の二度目の変更が告示され、事業費が4600億円に増額。
	「ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会」、関係各都県に対して住民監査請求。
	同会の「各都県のストップさせる会」が、ハッ場ダム事業への支出差止めなどを求める住民訴訟を各地方裁判所に起こす。
2005年(平17)	代替地分譲基準について、国交省と水没五地区連合交渉委員会が合意書に調印。
2006年(平18)	「加藤登紀子と仲間たちが唄う ハッ場いのちの輝き」、東京・日本青年館で開催。
2007年(平19)	「ハッ場あしたの会」発足。

ダム裁判の経過

(太字の年月日は予定)

地方裁判所	前橋	水戸	さいたま	千葉	東京	宇都宮	宇都宮
対象ダム	ハッ場ダム	ハッ場ダム	ハッ場ダム	ハッ場ダム	ハッ場ダム	ハッ場ダム、南摩ダム、湯西川ダム	湯西川ダム
被告	群馬県知事ほか	茨城県知事ほか	埼玉県知事ほか	千葉県知事ほか	東京都知事ほか	栃木県知事ほか	宇都宮市長ほか
提訴	2004年11月29日	2004年11月4日	2004年11月4日	2004年11月29日	2004年11月22日	2004年11月9日	2004年11月9日
第1回裁判	2005年1月28日	2005年1月25日	2005年2月23日	2005年2月17日	2005年2月16日	2005年1月27日	2005年2月2日
第2回裁判	2005年4月15日	2005年3月29日	2005年5月11日	2005年3月11日	2005年4月20日	2005年4月14日	2005年4月20日
第3回裁判	2005年7月15日	2005年6月14日	2005年7月13日	2005年5月27日	2005年6月3日	2005年6月16日	2005年7月6日
第4回裁判	2005年9月16日	2005年10月4日	2005年9月7日	2005年8月26日	2005年7月25日	2005年9月8日	2005年9月21日
第5回裁判	2005年12月16日	2005年12月13日	2005年11月30日	2005年11月18日	2005年10月5日	2005年11月24日	2005年12月14日
第6回裁判	2006年2月10日	2006年2月28日	2006年1月25日	2006年5月26日	2005年12月12日	2006年3月9日	2006年3月1日
第7回裁判	2006年5月12日	2006年5月9日	2006年4月19日	2006年8月4日	2006年2月16日	2006年5月25日	2006年5月17日
第8回裁判	2006年7月14日	2006年7月25日	2006年6月14日	2006年10月13日	2006年4月11日	2006年7月27日	2006年8月30日
第9回裁判	2006年10月6日	2006年10月24日	2006年9月13日	2006年12月22日	2006年7月4日	2006年10月26日	2006年12月6日
第10回裁判	2006年12月15日	2007年1月30日	2006年11月8日	2007年3月16日	2006年10月17日	2007年2月8日	2007年2月7日
第11回裁判	2007年3月9日	2007年4月24日	2007年2月7日	2007年6月12日	2007年2月6日	2007年4月26日	2007年4月4日
第12回裁判	2007年5月18日	2007年7月18日	2007年4月25日	2007年9月25日	2007年4月18日	2007年6月28日	2007年5月30日
第13回裁判	2007年7月13日	2007年10月30日	2007年6月13日	2007年12月18日 11時00分	2007年6月25日	2007年9月6日	2007年7月18日
第14回裁判	2007年9月21日	2008年1月22日 13時30分	2007年9月12日		2007年9月18日	2007年11月15日	2007年10月3日
第15回裁判	2007年12月14日 13時30分		2007年11月21日		2007年12月11日 16時00分	2008年1月24日 13時10分	2008年1月16日 13時30分
第16回裁判	2008年2月29日 13時30分		2008年1月23日 16時00分				
第17回裁判			2008年3月5日 16時00分				

ハッ場ダム反対運動に関する各地の連絡先

訴訟を担う市民団体

- ☆ ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会（谷合周三法律事務所）
〒102-0083 東京都千代田区麹町 6-4 麹町ハイツ 502
電話 03-3512-3443
- ハッ場ダムをストップさせる群馬の会
〒371-0801 群馬県前橋市文京町 1-15-10
電話 027-224-8567
- ハッ場ダムをストップさせる茨城の会
〒302-0023 茨城県取手市白山 1-8-5
取手 : 電話 0297-72-7506
長野原 : 電話 0279-84-7010
- ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会
〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 3-12-3-601
電話 048-825-3291
- ハッ場ダムをストップさせる千葉の会
〒285-0825 千葉県佐倉市江原台 2-5-29
電話 043-486-1363
- ハッ場ダムをストップさせる東京の会
〒187-0001 東京都小平市大沼町 1-106-19
電話 042-341-7524
- ムダなダムを止めさせる栃木の会
〒323-0807 栃木県小山市城東 2-10-22
電話 0285-23-8505

連携市民団体

- ☆ 首都圏のダム問題を考える市民と議員の会
〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-7-1-W201
電話 03-5211-5429
- ☆ ハッ場あしたの会・ハッ場ダムを考える会
〒371-0844 群馬県前橋市古市町 419-23
電話 027-253-6706

ハッ場ダムに反対する市民団体のホームページ

○ ハッ場ダム訴訟のホームページ

アドレス <http://www.yamba.jpn.org/>



ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会
ハッ場ダムをストップさせる東京の会
ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会
ハッ場ダムをストップさせる千葉の会
ハッ場ダムをストップさせる茨城の会
ハッ場ダムをストップさせる群馬の会
ムダなダムをストップさせる栃木の会

ハッ場ダムとは

公開質問書

ニュース&チラシ

訴訟資料

裁判スケジュール

書籍の紹介

各地の連絡先

リンク



美しい渓谷を沈め、温泉街を消し、それでもダムをつくる必要があるのだろっか？

12月9日ハッ場ダム訴訟3周年報告集会が開催されます。

「ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会」と「各都県の会」のホームページです。

各都県の裁判で提出された原告と被告の準備書面や証拠説明書などの資料、各都県の会のニュース、裁判スケジュールなどの裁判関係の情報が一通り掲載されています。

是非、ご活用ください。

近いうちに各都県の会の活動内容も掲載する予定です。

○ 「ハッ場ダムをストップさせる千葉の会」のホームページ

アドレス <http://stopyamba.cool.ne.jp/>

千葉の裁判で提出された原告と被告の準備書面や証拠説明書、証拠などの資料、裁判報告などが掲載されています。

「ハッ場あしたの会・ハッ場ダムを考える会」のホームページ

アドレス <http://www.yamba-net.org/>

やんば
ハッ場あしたの会
ハッ場ダムを考える会

- [HOME](#)
- [現状レポート](#)
- [ハッ場ダムとは](#)
- [ハッ場ダム計画の問題点](#)
- [ハッ場あしたの会について](#)
- [ご意見・お問い合わせ](#)
- [サイトマップ](#)

「ハッ場あしたの会」のウェブサイトへようこそ

これは、首都圏の水問題です。

国交省が利根川上流に建設中のハッ場(やんば)ダム。

地元での激しいダム反対闘争を経て、ここ10年ほど、道路、鉄道などの周辺工事が進んでいますが、本体工事はまだ始まっていません。

「ハッ場あしたの会」は、利根川の上流と下流の住民が、ダム計画によって分断されてきた半世紀の歴史を乗り越え、ともに命を育むあしたをめざして活動しています。



水没予定地・吾妻渓谷

「ハッ場いのちの輝き」イベントDVD

加藤登紀子と仲間たちが唄う

“ハッ場いのちの輝き” イベントDVD

2006年10月9日の“加藤登紀子と仲間たちが唄う ハッ場いのちの輝き”のステージ録画をもとにしたDVDを制作しました。主演の加藤登紀子がステージに込めた想いはもちろん、ダム問題の専門家らによるシンポジウム、永六輔、南こうせつの軽妙なトーク、池田理代子の“ふるさと”熱唱、野田知佑、澤地久枝の辛口スピーチなどを収めた、ステージの感動よみがえるDVDです。



DVD一枚2,000円(実費相当)のカンパを募っています。
お申し込み・問い合わせは、[メールフォーム](#)をお願いします。

「第1部 Yamba やんばトーク」

ナビゲーター

加藤登紀子(歌手)

永六輔(放送タレント)

コメンテーター

大熊孝(新潟大学教授)

嶋津暉之(水問題研究家)

司波寛(都市計画コンサルタント)

ゲスト

池田理代子(劇作家・声楽家)

野田知佑(カヌーイスト・作家)

「第2部 ライブ」

出演

加藤登紀子

南こうせつ(特別ゲスト)

曲目

1. 神田川

2. 時には昔の話を

3. この空を飛べたら

4. 檸檬

5. そこには風が吹いていた

6. Revolution

7. Never give up tomorrow

8. 故郷の空(唱歌)